

運営規則第一号 個人情報保護に関する規則（2025 年 1 月 20 日制定）

本宣言に参加する署名機関および運営規程に定める組織ならびに本宣言の活動・事務に従事する者は、個人情報保護法に沿って、以下の原則に基づいて、取得する個人情報の保護に務めなければならない。これに違反し事故がある場合には、速やかに事務局を通じて運営委員会に報告しなければならない。運営委員会は当該報告を受けて適切な措置を講じ再発防止に努めなければならない。

- （１）取得する個人情報の目的を情報の提供者（本人）に明らかにする
- （２）取得した個人情報を目的外に利用しない
- （３）取得した個人情報を安全に管理する
- （４）取得した個人情報を本人に無断で提供しない
- （５）本人から個人情報の開示を求められた場合には適切に開示する

以上